

コラム

年金引き下げに抗議して審査請求

物価が上昇しようとしている時点での年金引き下げ不当

商工中金懇話会事務局長 尾藤 憲和

再審査請求の趣旨

2013年9月23日付の毎日新聞は、「特例水準解消: 10万人審査請求へ...年金減額取り消し求め」というタイトルで、「10月から始まる『特例水準』の解消で年金が減額されるのは不当として、受給者らでつくる「全日本年金者組合」が、全国の厚生局（厚生支局含む）の社会保険審査官に減額取り消しを求める審査請求を12月以降、10万人規模で起こす方針を決めた。厚生労働省によると、年金関連の審査請求の数としては過去最多。」報じました。

私たちの会も年金者組合に呼応して、1月8日に東北・関東信越・東海・近畿・中国四国・九州の6厚生局の社会保険審査官に対して審査請求を行いました。まだ、全部の社会保険審査官の判決は出ていませんが、傾向は見えてきましたので報告します。

審査請求は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」とする行政不服審査法の定めによっています。このように同法は、適法な処分であっても不当な処分については審査請求を認めているのです。

私たちの審査請求の理由は「物価スライド特例分の解消については物価上昇時に行い、年金額の引き下げは回避するはずであった。政府の経済政策により物価がまさに上昇しようとする直前に、年金額を引き下げる改定は行われるべきではない。」というものでした。

詳しく言うと、「今般の年金引き下げは法律に基づくもので、違法な処分とは言えない。しかし、消費者物価の動向は「改正法」成立時と本件処分時点とでは大きく変動しており、「改正法」を機械的に適用し年金額を引き下げることは不当な処分である。ちなみに改正法成立時(平成24年11月)はデフレであり、消費者物価は下落基調であった。平成22年、平成23年の消費者物価指数対前年比は 0.3%、 0.7%であり、法改正直前の平成24年8月、9月の月次消費者物価指数の対前年比は 0.4%、 0.3%であった。このような状況下では、消費者物価の上昇による特例水準の解消は困難であると考え、法改正により、強制的に特例水準の解消を図るということは理解できないものではない。

しかし、安部内閣成立、黒田日銀総裁就任による、デフレ脱却を目指す日銀2%インフレターゲット目標設定後、平成25年6月以降の消費者物価指数は上昇基調にある。月次消費者物価指数の対前年比は、6月+0.2%、7月+0.7%、8月+0.9%と推移し、9月+1.1%、10月+1.1%、11月+1.5%と、消費者物価の上昇により特例水準の1%引下げが可能となる水準にまで達している。日銀の消費者物価の上昇予想は平成25年0.7%、平成26年1.3%、平成27年1.9%であり、3年間の単純合計でも3.9%

の上昇となり、消費者物価の上昇により特例水準の解消を図ることは十分可能である。」というものです。

厚生局の対応

通常、審査請求書を送付すると折り返し各社会保険審査官から審査請求書を受領しましたという通知が送られてきます。11日から14日にかけて東海北陸・東北・関東信越・九州の各厚生局からは「審査請求書を受付しました。意見がある場合には口頭で意見を述べることができます。」という趣旨の文書が到着しました。(その後、中国四国厚生局からも同様の文書が着きました。)

残りの厚生局はどうなっているのかと調べていたら、17日になって近畿厚生局から「審査請求を却下するという」決定書が送られてきました。却下理由は「今回の年金額引き下げは法律改正によるものである。請求人が主張する不服の理由は、法令改正を求めるものであり、原処分に対する審査請求の理由としては適格を欠くものであるから却下し、審理はしない。」というものでした。他の厚生局がまがりなりにも意見があれば聞きましようと言ってくるのに、まったくの門前払いです。憤りを感じました。

そして、2月1日には東北厚生局から、2月7日には関東信越厚生局から「審査請求を却下するという」決定書が送られてきました。却下理由は、本件処分は法令に則って年金額を改定したものであり、適法かつ妥当なものである。よって本件不服の理由は、原処分の違法性等を主張するものと解することができないから、本件審査請求は不適法であるから却下するというものでした。

行政不服審査法は、たしかに審査請求が不適法な場合には却下すると定めていますが、明示されているのは審査請求が法定期間経過後に行われた時のみです。適法な処分ならば却下して良いとは、同法のどこにも書いてありません。所定の審理をして判断を下すべきです。

厚生局の却下決定は、私たちの「今回の年金引き下げは適法な処分であるが、消費者物価の動向は法制定時と本件処分時とでは大きく相違しており、現時点での引き下げは不当」であるという、不服理由について、まともに答えたものになっていません。却下ではなく審理を尽くして結論を出すように、引き続き求めていきたいと考えています。再審査請求もしていきたいと思います。